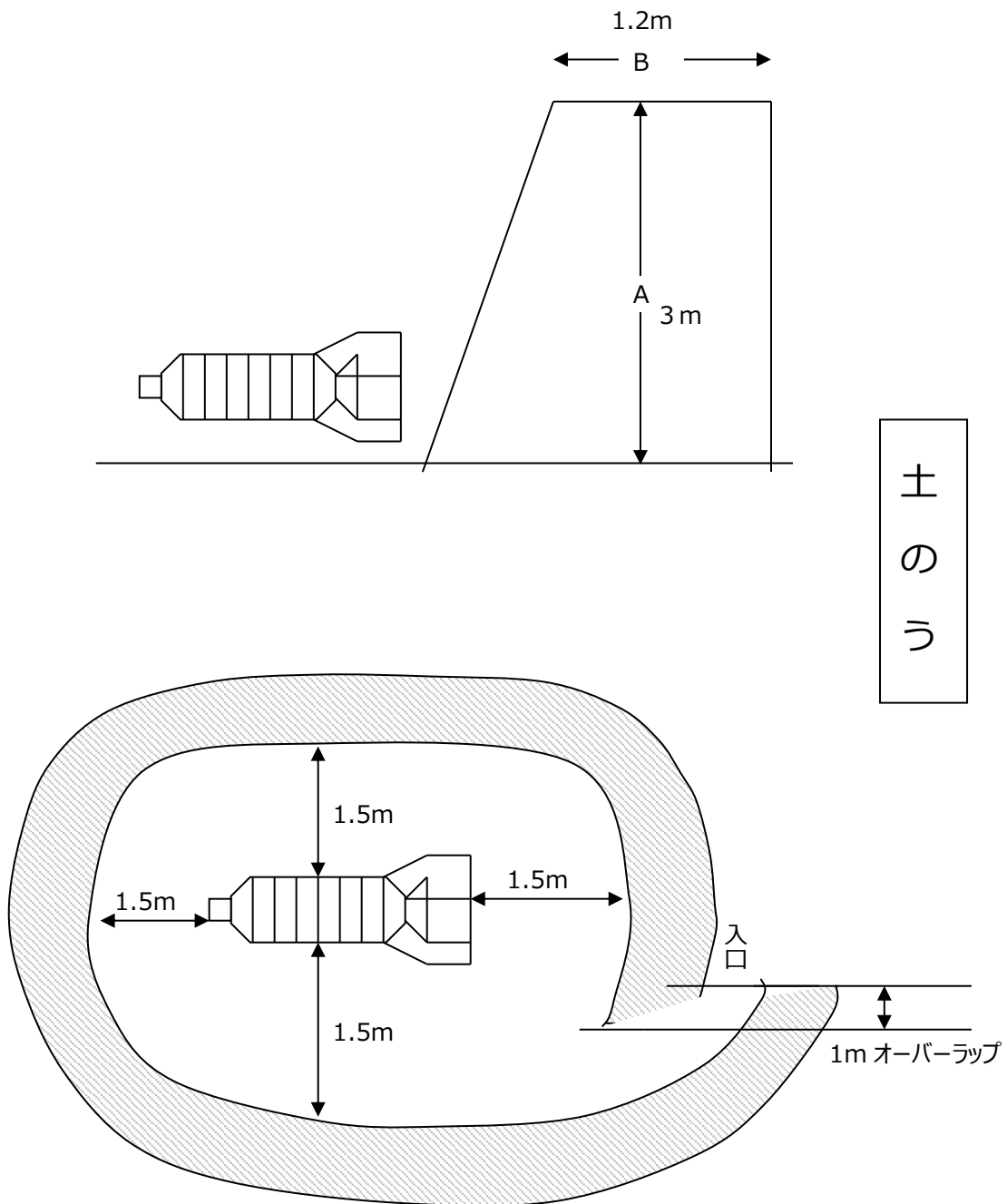


## 第5部 事故等災害対策

項目	ページ
5-1 不発弾処理において製造する防護物	<a href="#">411</a>
5-2 安定ヨウ素剤及び資機材の備蓄状況	<a href="#">412</a>
5-3 原子力発電所事故等における緊急事態区分	<a href="#">413</a>
5-4 原子力発電所事故等における情報連絡系統	<a href="#">414</a>
5-5 原子力災害時における住民等への情報伝達系統	<a href="#">415</a>
5-6 原子力災害時における屋内退避及び避難・一時移転に関する指標	<a href="#">416</a>
5-7 除染を講じるための基準	<a href="#">416</a>
5-8 安定ヨウ素剤の服用量及び服用方法	<a href="#">416</a>
5-9 飲料水、飲食物の摂取制限等	<a href="#">417</a>



## 5-1 不発弾処理において製造する防護物



## 5-2 安定ヨウ素剤及び資材の備蓄状況

大分県原子力災害対策要領より、安定ヨウ素剤及び資材の備蓄状況は次のとおりである。

### (1) 備蓄状況（令和元年7月）

丸剤：20,000丸（大人：10,000人分）

粉末剤：25g（小児用）20本

液剤調製用資機材：以下の資材を15セット

分類	品名	規格	個数
手袋	センシタッチ・プロ（滅菌済）スクエアパック	各サイズ 16～17 双	
マスク	シンガーサージカルマスクループ ホワイト	50 枚	1 箱
帽子	ソフトキャップ フリーサイズ 白	100 枚	1 箱
天秤	デジタルはかり	0.01mg 感度	1 台
電池	単3乾電池	単3	12 本
アズワン	薬包紙 純白模様（中） 105×105	1,000 枚	1 個
村中	薬匙（大中小3つ組）	1セット	1 組
メスシリンダー	有栓メスシリンダー	50mℓ	1 個
メスシリンダー	EM ユーロPMP メスシリンダー	250mℓ	1 個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	2,000mℓ	1 個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	500mℓ	1 個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	100mℓ	2 個
漏斗	ポリロート	120mℓ	1 個
シール	トクラベル 小判 赤	315 枚	1 箱
分注器	連続式自動分注器		1 台
ビーカー	TPX ビーカー	100mℓ	1 個
薬杯	薬杯 1号 10cc	100 個	4 袋
スポイト	スポイト	100 本	2 箱
	保管・運搬用バッグ		15 個

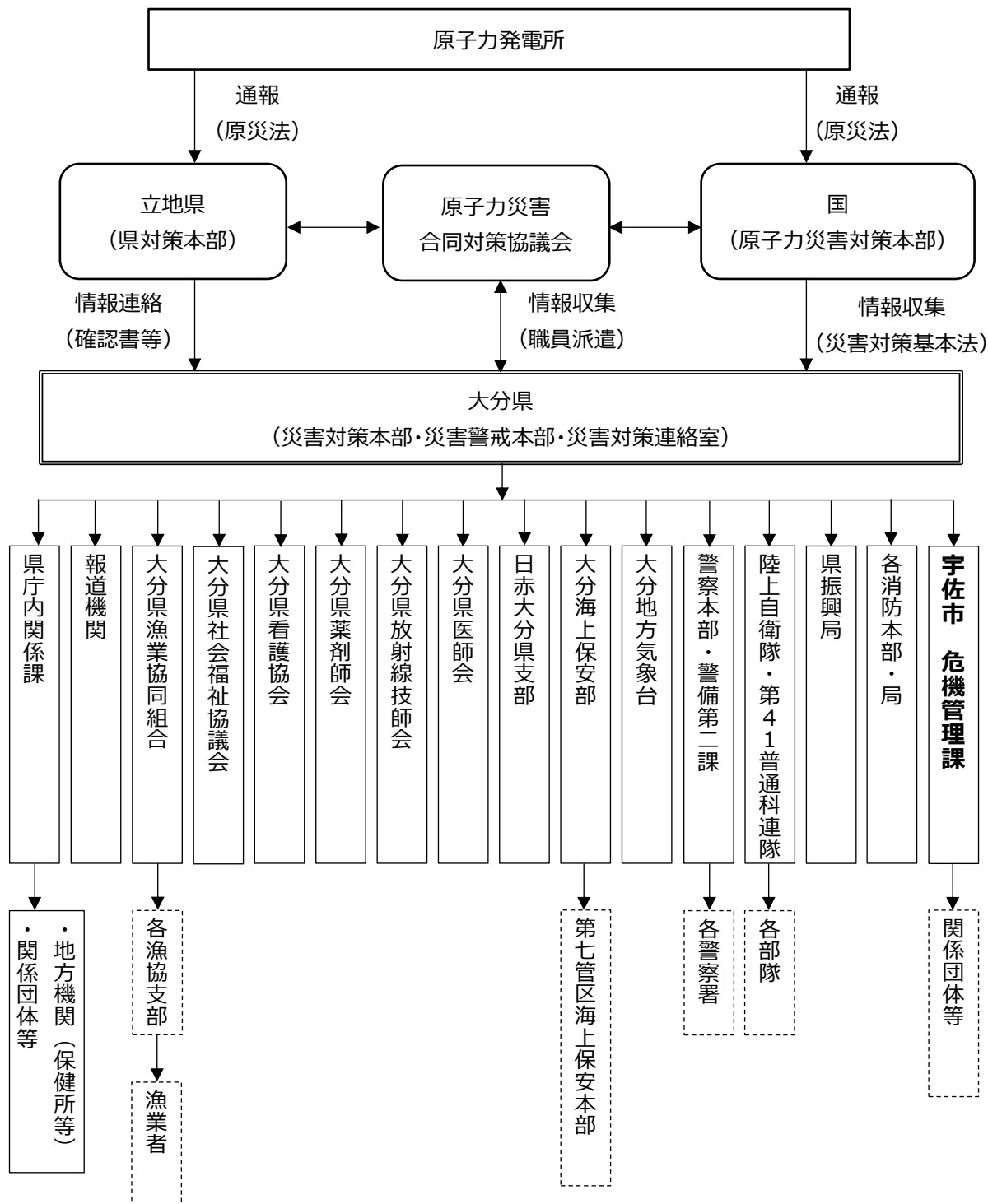
### (2) 備蓄保管場所（公益社団法人 大分県薬剤師会）

粉末剤は、丸剤と異なり劇薬指定の薬剤であるため、他の薬品と区別して貯蔵するなど、安全に取り扱う。

## 5-3 原子力発電所事故等における緊急事態区分

緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地市町村において震度 6 弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第 10 条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉冷却材の漏えい</li> <li>・給水機能の喪失</li> <li>・非常用炉心冷却装置の不作動</li> <li>・全交流電源喪失（30 分以上）</li> <li>・原子炉冷却機能の喪失 等</li> </ul>
全面緊急事態	原災法第 15 条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止</li> <li>・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知</li> <li>・敷地境界の空間放射線量率が 5<math>\mu</math>Sv/h が 10 分以上継続 等</li> </ul>

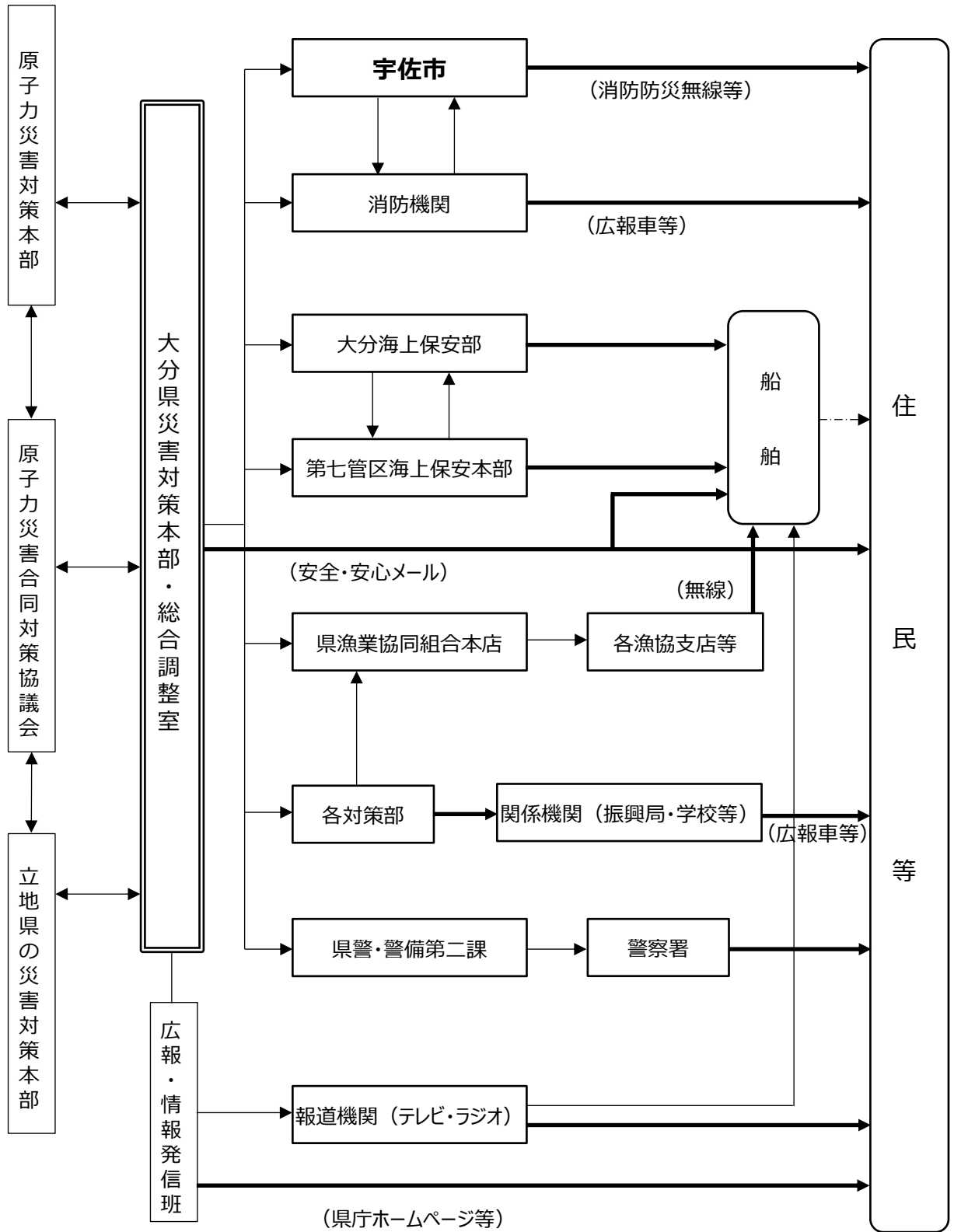
## 5-4 原子力発電所事故等における情報連絡系統



・原災法：「原子力災害対策特別措置法」

・確認書等：「愛媛県と大分県との確認事項について」等

## 5-5 原子力災害時における住民等への情報伝達系統



## 5-6 原子力災害時における屋内退避及び避難・一時移転に関する指標

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 $\mu$ Sv/h	地上 1m での空間放射線量率	住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。(避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)
20 $\mu$ Sv/h	地上 1m での空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。併せて、1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。

※ 緊急時に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

## 5-7 除染を講じるための基準

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	$\beta$ 線：13,000cpm【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	

## 5-8 安定ヨウ素剤の服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 (1丸 50mg)	ヨウ化カリウム液剤 (1ml 16.3mg)
新生児	16.3		1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5		2ml
3歳以上13歳未満	50	1丸	3ml
13歳以上	100	2丸	6ml

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。



## 5-9 飲料水、飲食物の摂取制限等

### (1) 飲食物に係るスクリーニングの実施基準

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物のスクリーニングを実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	全面緊急事態後、原子力災害対策指針を踏まえ数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を原子力規制委員会が特定

### (2) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種：I-131 放射能濃度)
飲料水	300 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000 Bq/kg 以上

対象	放射性セシウム
飲料水	200 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	500 Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

対象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	10 Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

対象	ウラン
飲料水	20 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	100 Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

**(3) 地域生産物の摂取制限のための空間放射線量の基準値**

基準値	基準の概要	避難等の概要
20 $\mu\text{Sv/h}$	地上 1 mでの空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1 日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。